

伊那市・須坂市 屋外広告物条例の制定に伴う 規制地域の変更について

長野県建設部都市・まちづくり課
第55回長野県景観審議会

長野県屋外広告物条例の改正

- 景観行政団体である市町村は、独自の屋外広告物条例を制定することができる（屋外広告物法第28条）
- 条例を制定することにより、屋外広告物の表示等の制限、違反に対する措置等に係る条例の制定、改廃に関する事務を処理することができる
（屋外広告物条例第23条の2）

長野県屋外広告物条例の改正

- 景観行政団体である伊那市は、伊那市屋外広告物条例を令和4年6月1日に、須坂市は須坂市屋外広告物条例を令和4年7月1日に施行する予定で手続きを進めている
- それにあわせて、長野県屋外広告物条例及び施行規則を同日付けで改正する

市町村の独自条例の意義

- 景観を構成する重要な要素である屋外広告物行政について、景観計画に基づく規制等の景観行政と一元的に主体的に行うことができる
- 県条例は全県一律の規制であり、住宅街や観光地、農村地域等に対する規制が同一にならざるを得ない。また広告物の誘導が求められている地域もある。

長野県屋外広告物地域規制からの除外

屋外広告物条例 独自施行市町（カッコ内は施行年）

長野市（H11、中核市移行に伴う）、松本市（H21）、
飯田市（H20）、諏訪市（H22）、駒ヶ根市（H27）、
安曇野市（H24）、小布施町（H18）、飯島町（H31）

- 伊那市及び須坂市が独自の屋外広告物条例を制定することにより、長野県の規制地域から伊那市及び須坂市に係る規制地域の指定が解除される

長野県屋外広告物地域規制からの除外

屋外広告物条例施行規則第4条第2項、第9条第1項

		禁止地域(別表第2)	許可地域(別表第3)
須坂市	区間解除	高速自動車道国道関越自動車道上越線 両側500m以内	同左 両側1000m以内
	全線解除	県道長野須坂インター線	
伊那市	区間解除	高速自動車道国道中央自動車道西宮線 両側500m以内	同左 両側1000m以内
		一般国道361号	
	全線解除	伊那市道環状南線	
		伊那市道上新田16号線	
		伊那市道上新田20号線	
	伊那市道三峰川右岸土地改良幹線		

伊那市屋外広告物条例について

① 条例制定の経過

- 伊那市景観計画の中で、伊那市独自の屋外広告物条例を制定するとしており、景観計画に沿った地域規制により景観育成を図る
- 郊外における景観の素晴らしい場所は厳しい規制としつつ、市街地においては現在の市街地形成を尊重し適度な規制とする

② スケジュール

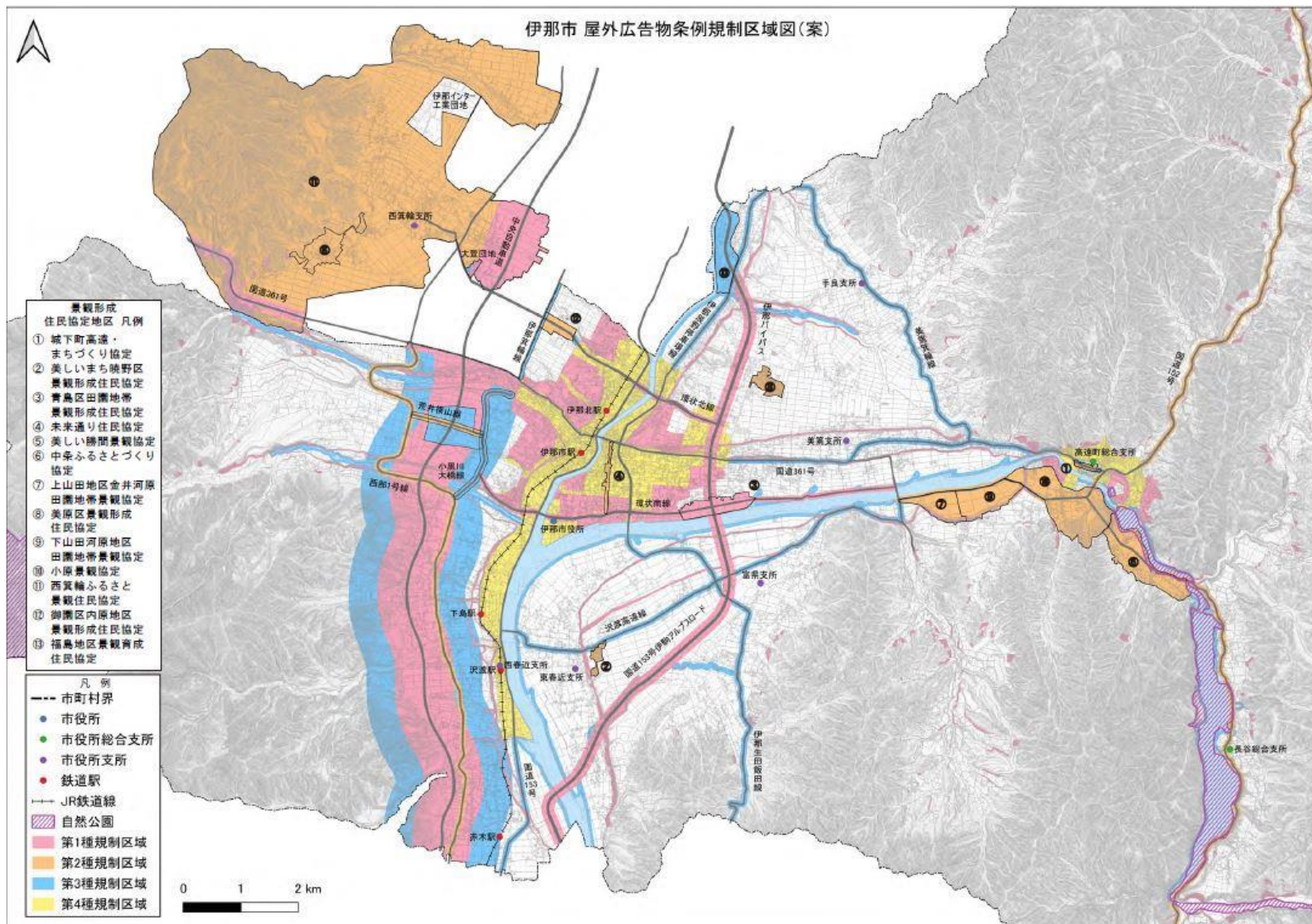
- 令和4年3月 市条例制定、
県条例、施行規則一部改正
- 令和4年6月 同時施行

伊那市屋外広告物条例について

③ 規制区分

	区分	特色	地域
県条例 禁止地 域相当	第1種規 制地域	景観重視・案内看板の原 則禁止	ナイスロード、国道361号、伊那バイ パス～伊駒アルプスロード、中央道 両側500m以内、住居専用地域、河 岸段丘軸
	第2種規 制地域	広告看板禁止・上伊那統 一モデルの推奨	西箕輪地区、広域農道、小黒川SIC 接続道路、景観住民協定地区、国道 152号(高遠、長谷)
県条例 許可地 域相当	第3種規 制地域	景観と看板の調和を図る	景観計画の沿道景観軸路線及び河 川軸(市街地除く)、小黒川SIC付近
	第4種規 制地域	商業地にふさわしい看板に	景観計画での「市街地」全て

伊那市屋外広告物規制区域図



伊那市屋外広告物条例について

④ 設置基準(主なもの)

		屋上広告物	地上に設置する広告物
長野県	禁止地域	自己用10㎡以下に限る	自己用10㎡以下に限る
	許可地域	本体高さ13m以下、建物高さの6/10以下	高さ13m以下、全面50㎡以下
伊那市	第1種	設置不可	自己用10㎡以下、高さ8m以下に限る
	第2種	設置不可	自己用10㎡以下、案内看板高さ3.5m以下、4㎡以下に限る
	第3種	本体高さ5m以下、建物高さの6/10以下	自己用:高さ10m以下、一面20㎡以下かつ全面40㎡以下 非自己用:10㎡以下、案内看板高さ3.5m以下、4㎡以下に限る
	第4種	本体高さ5m以下、建物高さの6/10以下	高さ13m以下、全面50㎡以下

須坂市屋外広告物条例について

① 条例制定の経過

- 現在、須坂長野東 I C 周辺地区の開発を進めており、大型店舗や工場等の立地により多くの屋外広告物の掲出が見込まれる
- 屋外広告物規制の実効性を高めるために地域の実状を踏まえ、景観計画に沿った独自条例を施行する

② スケジュール

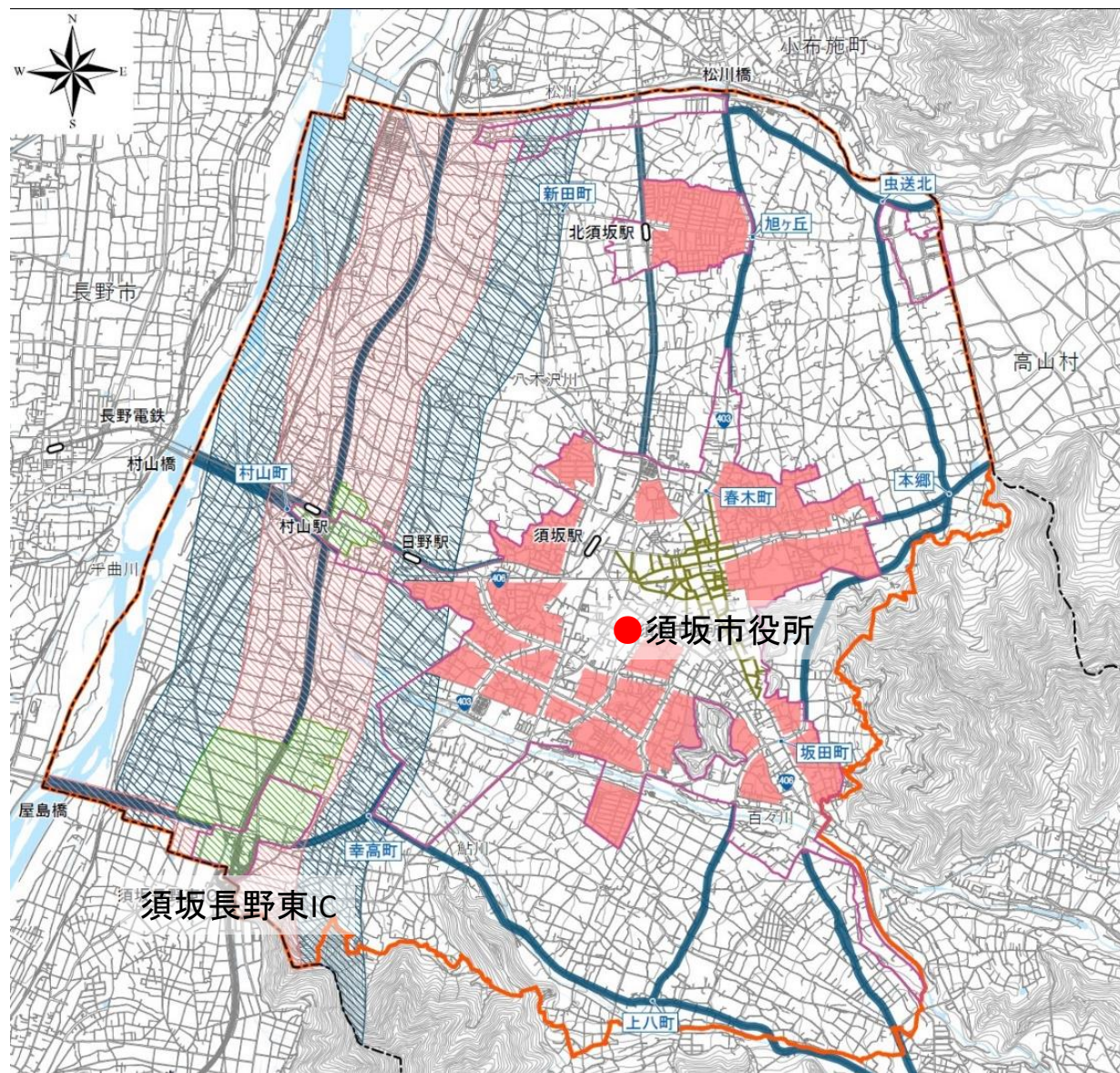
- 令和 4 年 3 月 市条例制定
県条例、施行規則一部改正
- 令和 4 年 7 月 同時施行

須坂市屋外広告物条例について

③ 規制区分

	区分	特色	地域
県条例 禁止地域相当	第1種規制地域	住宅環境や沿道景観に配慮し、良好な景観の形成及び風致を維持すべき地域	高速自動車道沿い両側各500m以内 (商工業系地域を除く) 長野須坂インター線沿い(長野市との境界から長野電鉄旧屋代線との交差点まで)両側各50m以内(商工業系地域を除く) 住居専用地域
県条例 許可地域相当	第2種規制地域	経済活動に配慮しつつ、広告物等の大きさや高さを抑え、良好な景観の形成を図る地域	第1種規制地域のうち、商工業系地域
	第3種規制地域	歴史的景観に配慮し、良好な景観の形成及び歴史的風致を維持すべき地域	須坂市景観計画に定める景観育成重点地区
	第4種規制地域	優れた沿道景観に配慮し、田園景観や良好な町並み景観の形成を図る地域	須坂市景観計画に定める沿道地域 高速自動車道沿い両側500~1000m以内

須坂市屋外広告物規制区域図



須坂市屋外広告物条例について

④ 設置基準(主なもの)

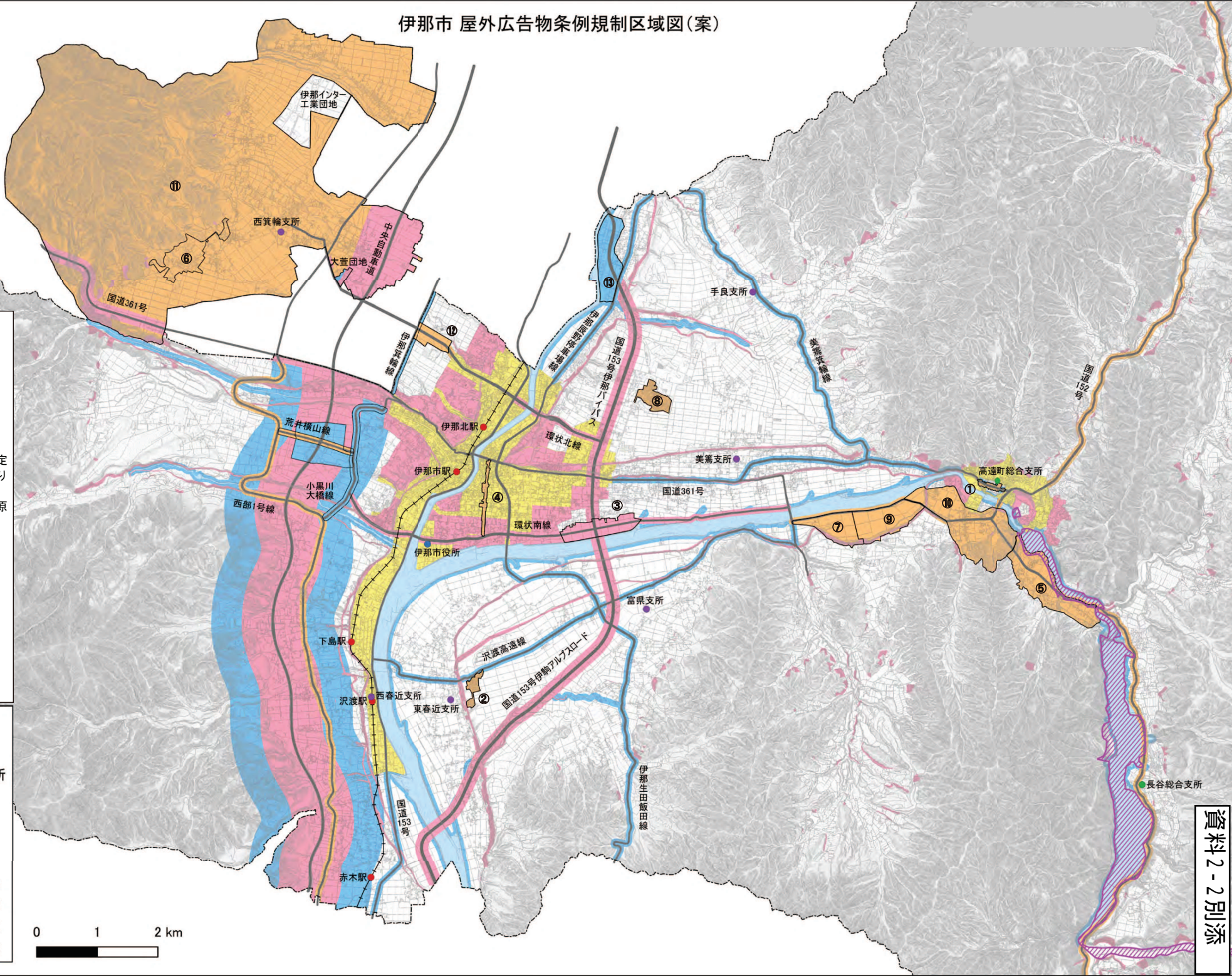
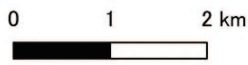
		屋上広告物	地上に設置する広告物
長野県	禁止地域	自己用10㎡以下に限る	自己用10㎡以下に限る
	許可地域	本体高さ13m以下、建物高さの6/10以下	高さ13m以下、全面50㎡以下
須坂市	第1種	自己用10㎡以下に限る	自己用:10㎡以下、高さ13m以下に限る 非自己用:須坂長野インター線に隣接する商工業系地域内の事業者に関し、一定範囲内の規模を許可
	第2種	建物高さの6/10以下、一面50㎡以下かつ全面150㎡以下	自己用:一面25㎡以下かつ全面50㎡以下、高さ13m以下 非自己用:同一もしくは隣接する商工業系地域内の事業者に関し、一定範囲内の規模を許可
	第3種		高さ13m以下、一面25㎡以下かつ全面50㎡以下
	第4種	本体高さ13m以下、建物高さの6/10以下	高さ13m以下、全面50㎡以下

伊那市 屋外広告物条例規制区域図(案)



- 景観形成
住民協定地区 凡例**
- ① 城下町高遠・まちづくり協定
 - ② 美しいまち咲野区景観形成住民協定
 - ③ 青島区田園地帯景観形成住民協定
 - ④ 未来通り住民協定
 - ⑤ 美しい勝間景観協定
 - ⑥ 中条ふるさとづくり協定
 - ⑦ 上山田地区金井河原田園地帯景観協定
 - ⑧ 美原区景観形成住民協定
 - ⑨ 下山田河原地区田園地帯景観協定
 - ⑩ 小原景観協定
 - ⑪ 西箕輪ふるさと景観住民協定
 - ⑫ 御園区内原地区景観形成住民協定
 - ⑬ 福島地区景観育成住民協定

- 凡例**
- 市町村界
 - 市役所
 - 市役所総合支所
 - 市役所支所
 - 鉄道駅
 - JR鉄道線
 - ▨ 自然公園
 - 第1種規制地域
 - 第2種規制地域
 - 第3種規制地域
 - 第4種規制地域



資料 2-2 別添

